

縦覧期間 4月1日～8月1日

固定資産税の 情報開示について



《縦覧制度》

納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるか確認できるようにするため、地方税法第四百六条の規定に基づき、縦覧帳簿を縦覧に供します。

希望される方は運転免許証等、本人を確認できるものを持参してください。

また、代理人の方は委任状が必要です。

【縦覧期間】

4月1日(金)～

8月1日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

【縦覧時間】

午前8時30分～

午後5時15分

【縦覧内容】

○家屋

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

○土地

所在、地番、地目、地積、価格

価格

※所有者名や課税標準額については、開示されません。

【縦覧場所】

・財務課課資産税係

・熊石総合支所地域振興課

【縦覧できる人】

固定資産税(土地・家屋)の納税者または代理人

《固定資産課税台帳の 閲覧制度》

閲覧制度

固定資産税の納税者や借地人、借家人は、関係する土地や家屋の課税台帳について閲覧を求めることができます。

希望される方は運転免許証等、本人を確認できるものを持参してください。借地人、借家人の方は契約書も必要です。

また、代理人の方は委任状が必要です。

【閲覧手数料】

一物件300円

【証明書の交付】

固定資産課税台帳の閲覧を

求めることができる方は、台帳に記載されている事項の証明書を求めることができます。

なお、記載事項証明手数料は、一物件300円です。

【固定資産名寄帳の閲覧】

固定資産の所有者ごとにまとめた名寄帳についても課税台帳の閲覧と同様に、その納税者・所有者は閲覧することができます。

《固定資産 評価証明書の交付》

評価証明書の交付

不動産登記用に使われる固定資産評価証明書については、無料で交付しますが、交付申請にあたっては、法務局登記官の印を押した書面が必要です。

【問い合わせ先】

・財務課資産税係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111



令和4年度からの 延滞金徴収について

令和4年度(4月末納期限

分から適用)から、町道民税

(普通徴収・特別徴収)、法人

町民税、固定資産税、軽自動車

税(種別割)、町たばこ税、

入湯税、国民健康保険税、介

護保険料、後期高齢者医療保

険料を納期限までに納付され

ない場合には、督促手数料の

ほか、納期限の翌日から納付

日までの延滞日数に応じて計

算した延滞金を徴収します。

延滞金のみ滞納も財産差

し押さえの対象となりますの

で、ご注意ください。

納期限内納付をお願いします。

【問い合わせ先】

・財務課納税係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111

八雲税務署からのお知らせ 令和3年分所得税等 確定申告期限の個別 延長について

令和3年分の所得税および

復興特別所得税、贈与税、消

費税および地方消費税(個人

事業者)の申告について、新

型コロナウイルス感染症の影

響により申告等が困難な方に

ついては、4月15日(金)まで

の間、簡易な方法により申

告・納付期限の延長を申請す

ることができます。手続き方

法は国税庁HPを参照くださ

い。

また、パソコンやスマート

フォンによる自宅からの

e-Taxが便利です。ご利用

ください。

【問い合わせ先】

八雲税務署

☎0137-63-2148



国税庁HP